

平成 2 3 年 第 3 回

京丹波町議会臨時会

会 議 録

京丹波町議会

平成23年第3回京丹波町議会臨時会

平成23年8月2日（火）

開会 午前9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 議案第57号 平成23年度京丹波町旧情報システム撤去工事請負契約について

第 5 議案第58号 平成23年度小型動力ポンプ付積載車購入契約について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1 番 横山 勲 君

2 番 岩田 恵一 君

3 番 篠塚信太郎 君

4 番 梅原 好範 君

5 番 森田 幸子 君

6 番 村山 良夫 君

7 番 山内 武夫 君

8 番 東 まさ子 君

9 番 野口 久之 君

10 番 坂本美智代 君

11 番 原田寿賀美 君

12 番 松村 篤郎 君

13 番 北尾 潤 君

14 番 小田 耕治 君

15 番 山田 均 君

16 番 西山 和樹 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（7名）

町	長	寺	尾	豊	爾	君				
副	町	長	畠	中	源	一	君			
参	事	岩	崎	弘	一	君				
参	事	野	間	広	和	君				
総	務	課	長	伴	田	邦	雄	君		
監	理	課	長	山	田	洋	之	君		
企	画	政	策	課	長	中	尾	達	也	君

6 出席事務局職員（2名）

議	会	事	務	局	長	長	澤	誠
書	記	上	西	貴	幸			

開議 午前9時00分

○議長（西山和樹君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変お忙しい中、定刻にご参集いただきご苦労様でございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成23年第3回京丹波町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（西山和樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により1番議員・横山 勲君、2番議員・岩田恵一君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（西山和樹君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。ご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） ご異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（西山和樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出されています案件は、議案第57号他1件です。

提案説明のため、寺尾町長ほか関係者の出席を求めました。

7月28日、午前9時から議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議されました。

6月30日には、総務文教常任委員会が開催され、学校給食施設整備について検討いただいた後、町長に提言書の提出をなされました。

7月12日、13日には福祉厚生常任委員会が管外視察研修を実施され、地域包括ケアシステム等について研修をいただきました。

7月25日には、京都府町村議会議長会主催の議員研修会が開催され、全議員が参加し、

研修いただきました。

議会広報特別委員会には、議会だより第26号を発行いただきました。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、議案第57号 平成23年度 京丹波町旧情報システム撤去工事請負契約について～日程第5、議案第58号 平成23年度 小型動力ポンプ付積載車購入契約について》

○議長（西山和樹君） 日程第4、議案第57号 平成23年度 京丹波町旧情報システム撤去工事請負契約についてから、日程第5、議案第58号 平成23年度 小型動力ポンプ付積載車購入契約について、を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おはようございます。

本日、ここに平成23年第3回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、本日提案させていただきました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

まず、議案第57号 平成23年度 京丹波町旧情報システム撤去工事請負契約につきましては、本年4月の京丹波町有線テレビ全町開局に伴う丹波町地域有線情報システム及び瑞穂地区のケーブルテレビ電話機と無停電電源装置の撤去処分につきまして、株式会社 協和エクシオ 関西支店と5,722万5,000円をもって契約を締結することについて、地方自治法の規定により議決をお願いいたしております。

議案第58号 平成23年度 小型動力ポンプ付積載車購入契約につきましては、救助資機材搭載型小型動力ポンプ付積載車1台と、小型動力ポンプ付積載車5台を大槻ポンプ工業株式会社から4,457万2,500円をもって購入しようとするものであります。いずれも老朽化による更新であります。救助資機材搭載型小型動力ポンプ付積載車につきましては、複雑多様化する災害等における救助機能の向上を図ることを目的に、これまで消防ポンプ自動車を配備しておりました瑞穂支団第1分団瑞穂第1本部に配属することとし、小型動力ポンプ付積載車につきましては、丹波支団2台、瑞穂支団2台、和知支団1台の更新であります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして原案にご賛同いただきま

すようお願い申し上げます。

○議長（西山和樹君） 続いて補足説明を担当課長から求めます。

中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） それでは、議案第57号 平成23年度 京丹波町旧情報システム撤去工事請負契約につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の旧情報システムは、丹波地区におきまして平成9年10月の開局から有線放送業務を中心に運営をされてきましたが、合併以降町内の情報手段の統一を目指し、ケーブルテレビ構築事業を行ってまいりました。

平成23年4月から町内全域でのケーブルテレビ事業の運用を開始したことに伴いまして、丹波地区の旧情報システムはその役目を終えたということとなりましたので、平成23年度当初予算におきまして必要額を確保し、今回工事発注を行ったものでございます。

工事内容の主なものにつきましては、議案書の2枚目に工事概要をつけておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

最初に、丹波町地域有線情報システム施設の撤去関係でございますが、電柱撤去としまして、コンクリート柱1,032本、鋼管柱408本の合計1,440本の撤去及び処分を予定しております。

次に、幹線ケーブル撤去でございますが、総延長で13万9,802メートルとなっております。また、加入者宅への引き込みケーブルの撤去につきましては、2,208件を予定しております。

次に、丹波情報センター内に設置されています交換機及び放送機器につきましても撤去処分することとしております。更に、分散局として10施設ございますが、この内5施設については、地元区から建屋の譲渡希望がでておりますので、機器のみ撤去し残る5施設につきましては機器と建屋を含め、全部撤去するものでございます。

これに加えまして、瑞穂地区で使用してまいりました電話機及び無停電電源装置につきましても耐用年数の経過によりまして、無償譲渡希望分を除きまして撤去及び処分することとしており、その台数は、電話機が1,028台、無停電電源装置が1,428台となっております。

それでは、議案第57号を朗読させていただき説明とさせていただきます。

議案第57号 平成23年度 京丹波町旧情報システム撤去工事請負契約について

平成23年度 京丹波町旧情報システム撤去工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号並びに京丹波町議

会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（平成17年条例第47号）第2条の規定により議会の議決を求める。

記 1 工事名 平成23年度 京丹波町旧情報システム撤去工事、2 契約金額 5,722万5,000円、3 契約の相手方 大阪府大阪市西区京町堀3丁目6番13号 株式会社 協和エクシオ 関西支店 取締役常務執行役員支店長 高橋 勝巳、4 契約の方法 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による一般競争入札、5 契約履行場所 京都府船井郡京丹波町 丹波・瑞穂地区内、6 契約期間 議会の議決を得た日から平成24年3月15日まで、平成23年8月2日提出、京丹波町長 寺尾 豊爾、以上説明とさせていただきます。ご審議いただきご議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは、続きまして議案第58号 平成23年度 小型動力ポンプ付積載車購入契約について補足説明を申し上げたいと思います。

町長の提案理由の説明にもございましたとおり、内容といたしましては、救助資機材搭載型小型動力ポンプ付積載車1台、それから小型動力ポンプ付積載車5台を大槻ポンプ工業から購入するものでございます。仕様の概要につきましては、裏面につけております資料をご覧いただきたいと思います。

この資料の左側でございますけれども、左側が救助資機材搭載型積載車、右側につきましては、通常の積載車でございますが、この左側の下から3段目の付属品の欄にございまして、救助資機材搭載型積載車につきましては、手動油圧式救助器具、これにつきましては車等に閉じ込められたような場合、狭い場所から器具を差し込んで油圧で押し広げたり、あるいは切断をしたりといったことができる器具でございます。それからエンジンカッター、チェーンソー、ストライカー、このストライカーと申しますのは、携帯用の破壊器具ということでございます。それからここには書いてございませんけれども、AED、更には簡易担架などを装備してございまして、車両の型式は異なりますけれども、昨年10月には消防庁から本町に1台貸与されまして、現在丹波支団の本部的な活動をいただいております第2分団第1部、須知でございますけれども、そちらの方に配備をさせていただいているところでございます。

本日追加資料といたしまして、イメージ図と配属先の一覧表を配付させていただきましたので、参考としていただければと存じます。

なお、今回この救助資機材搭載型積載車を配備いたしますのは、瑞穂支団第1分団瑞穂第

1 本部でございますが、瑞穂第1本部につきましては、橋爪区と大朴区を管轄するとともに、本部機能を有しておりますことから、これまで消防ポンプ自動車を配備しておりましたが、多様化する災害、また大規模災害等を想定いたしまして、これらにおける救助活動に備えるために、今回救助資機材型を配備することといたしたものでございます。将来的には和知地域にも配備をしていきたいと考えておるところでございます。

また小型動力ポンプ付積載車5台につきましては、丹波支団では、第5分団第1部、豊田でございます。それから第7分団第1部の下山。瑞穂支団では、第2分団第1部、中台でございます。第3分団第5部の鎌谷下と東又でございます。それから和知支団につきましては、第3分団第1部ということで坂原でございますが、こちらのほうに配備するものでございます。

なお、入札結果表と1台当たりの費用につきましても資料として添付しておりますので、ご確認をいただければと存じます。

また、今回更新をいたします車両6台の経過年数でございますが、昭和61年から63年に導入した車両でありまして、それぞれ22年から24年が経過をしておるというものでございます。

それでは、議案を朗読させていただきたいと思っております。

#### 議案第58号 平成23年度 小型動力ポンプ付積載車購入契約について

平成23年度 小型動力ポンプ付積載車購入について、下記のとおり購入契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号並びに京丹波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（平成17年条例第47号）第3条の規定により議会の議決を求める。

記 1 契約名 平成23年度 小型動力ポンプ付積載車購入契約、2 契約金額 4,457万2,500円、3 契約の相手方 京都府綾部市本町7丁目67番地の2 大槻ポンプ工業株式会社 代表取締役 大槻 浩平、4 契約の方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条第1項第1号の規定による指名競争入札、5 契約履行場所 京都府船井郡京丹波町蒲生八ツ谷62番地6 京丹波町役場、6 契約期間 議会の議決を得た日から平成24年3月15日まで、平成23年8月2日提出、京丹波町長 寺尾 豊爾、以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 以上説明のとおりであります。

これより議案第57号 平成23年度 京丹波町旧情報システム撤去工事請負契約についての質疑を行います。

山田君。

○15番(山田 均君) 担当課にお尋ねしておきたいと思います。一つは、今回撤去をされるわけですが、センターの建物ですね、中の機具、機械等は撤去ということなんですけれど、センターそのものの扱いはどのようになっておるのか。当然24年の3月まで工事はかかるということになっておりますけれども、活用方法などはあるのか。またそこに勤務されておる方はどういう状態になっておるのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長(西山和樹君) 中尾企画政策課長。

○企画政策課長(中尾達也君) ただ今のご質問のセンター建物の今後の取り扱いでございますけれども、現在のところ新しいケーブルテレビの関係の機器も入っておりますし、また、現在、株式会社丹波情報センターの職員さんの方が常駐をいただいております、ケーブルテレビの施設の修繕でありますとか、破損した場合の工事でありますとか、そういった形でそちらのほうを拠点に活動をいただくということで、現状のまま今後も活用をしていきたいと考えております。

○議長(西山和樹君) 山田君。

○15番(山田 均君) もう1点お尋ねしておきますが、今回撤去等の発注をしたわけですが、これまで管理とかいろんなものについては地元の業者の方にも協力願ってきた経過もあると思うんですけれども、今回こういう特殊な部分もあると思うんですけれども、撤去に関わって地元業者に分割発注とかそういうことは無理であったのか、またそういうことも検討されたのかお尋ねしておきたいと思います。

○議長(西山和樹君) 山田監理課長。

○監理課長(山田洋之君) 今回の工事につきましては、電柱も1,300本を越える相当量もございましたし、伝送路の撤去につきましても100何キロメートルという大変大量の撤去ございましたので、相当の工事力を有するというところで、町内業者では電気通信路の許可をお持ちの業者がおられないということもあるんですけれども、町外業者の発注としたところがございます。ただ、議員さんおっしゃいましたように、町内業者の関係につきましては、原則町内の電気工事業者を1社以上登用する等、撤去回収につきましても町内の電気工事業者を下請け業者とするということで、できるだけ町内業者の方にも撤去工事に参加いただくというようなことで仕様書のほうで条件を付したところがございます。

○議長(西山和樹君) 岩田君。

○2番(岩田恵一君) 工事請負関係につきましては、ここ最近低入札の落札が多くみられるというようなことございました。本案件につきましても、約6割程度で価格を設定された

業者が4業者ぐらいあるということで、これも1回で落札ということになっておるわけですが、これを見ますと、予定価格そのものの見積り、設計が適正なのかどうかと思うケースが多いんですけども、この点についての見解をお尋ねしたいと思います。

2点目は、処分費のあり方なんですけど、かなりのものを処分していかんなんということでございます。当然廃棄するもの、また再利用が可能なもの、いろいろあると思うんですけども、特に有価物といわれております鉄とか銅線につきましては、盗難に遭ったりいろいろ取引があるみたいでございます。業者が売り払いをすることで対価を得ることになれば、当然請負額の中から減額することになり、請負費の中には、処分費が見込まれていると思うんですけども、廃棄処分とするものが売れるとなれば、その差額はかなり大きいと思いますし、そういうことが請負率にも表れているのではないかと思うんですけども、その点についてお伺いしたいということでございます。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 確かに低入札といいますか、落札率につきましては、58%ということでございます。まず予定価格の考え方でございますけれど、こちらの積算としましては、事前に3社からの見積りをとりまして、その見積りの最低価格を採用したような形で設計書を作成し、その設計書をもとに予定価格を設定したものでございますので、そういう点ではもちろん適正であると判断をしております。

あと、処分費の考え方でございますけれども、有価物等ありましたら、今後売却して本日提案しております契約額から減額していくということで、整理をしたところでございます。

○議長（西山和樹君） 村山君。

○6番（村山良夫君） 今の説明の中で、既におっしゃられたのかも知れませんが、この入札は条件付一般競争入札となっておりますけれど、この条件というのは先ほどおっしゃったように、地元の業者を下請けさせるということなのかなと思うんですけども、そのことをお聞きしておきます。

それから、技術的なことというのは、許可の問題だと思うんですけども、撤去工事の概要を見ますと、建屋の解体というのがありますけども、この部分につきましては、少なくとも5施設分はわざわざ大手を通してその下請けを地元させなくても、直接地元の業者に発注したら、当然のことですけども元請業者はそれなりのマージンを取るわけですから、地元の業者のことを考えれば、何でこんなばかなことをするのかかなと思うんですけども、どのようにお考えですか。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 先ほどの町内業者の関係ですけれども、あくまで仕様書に記載したものでございます。

それと、ただ今ご質問がありました今回の中には建物の解体も含んでおるので、できれば町内業者ということのご意見でございますけれども、先ほども言いましたように、そのほとんどが伝送路の撤去、電柱の撤去ということで相当量ございます。そういう点で、相当量の技術を有する業者という要件をつけて、町内業者は参加できない要件となりましたけれども、町外業者の監督下のもとで町内業者もその一部ですが関わっていただくということで、整理をいたしたところでございます。

○議長（西山和樹君） 村山君。

○6番（村山良夫君） 条件付というのは今言われるように地元業者を下請けに入れるという条件ですね。それ以外でしたらまた回答してください。

それから、大手にさせてその監理を任せるということなんですが、しかし現在の地元業者の工事量の状況はよく把握されているんですか。極端なことを言えば100万円、200万円の工事でもしたいというのが地元業者の要望だと思うんです。監理とおっしゃいますけれども、何も役場にも役職の中で当然監理課があるわけですから、監理する部署があるわけですから、そこがすればいいわけです。何もかも業者任せというか大手に任せて、一括放り投げをしておいて、後は下請け条件でやってくださいというようなことではなく、地元の土建業者の方々の現状をもう少し把握して町としてもちゃんとしなければならないんじゃないですか。自分たちの仕事がしやすいのということでやられることについては、私は非常に疑問を感じますし、こういう姿勢では地元の土建業者の方々が順番に廃業されていって、極端なことを言えば、災害が起きた時に、復旧作業に当たっていただく重機もないという事態になりかねないと思います。もう少しその辺の考え方を換えられないとだめだと思います。これは、町長の考え方の問題かもわかりませんが、今までどおりの感覚ではなく変えてもらわないと。地元業者の今の状況というのをもっと切実に把握してあげないと本当に町民が困ることになると思うんです。その辺のお考えがどうなのか、町長さんにお聞きをしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 3月11日以降、そういうことを本当に検討せんなんと思っております。何にしても、まだ十分な検討がなされていないと。私自身は、今村山議員がおっしゃっている考え方と全く、ほとんど同じ方向であります。総合審査に基づく落札とかいろいろ良い言葉がおどっているんですが、実態がなかなか町内業者に公平公正にきちっと仕事

がまわっていないという認識に私自身はおります。何とかしたいなとグローバル化という言葉、世界標準と。世界的に競争入札される方はそれでよいと。あるいは、国レベルの事業に参加される人はそれでよいと。京都府の事業を中心にされる人はそれでよいと。町内の少なくとも税金を使って発注するときには、やっぱり町内業者それなりの待遇を受けることが私は公平だという認識でおります。何とか私の思いもこのひとつの入札ということで、京丹波町の公平公正を貫徹していきたいと、そんな思いであることは、申し上げておきたいと思えます。

○議長（西山和樹君） 松村君。

○12番（松村篤郎君） 今回の契約とは関係がないかも知れませんが、旧丹波地域でのファックスの撤去があると思うんですが、譲渡希望された数が多く撤去対象が少ないので、今回の工程に入っていないのかその辺のことをお尋ねしたいのですが。対象としてどれくらいあって、譲渡希望はどのくらいで、撤去希望がいくらあったのかお尋ねします。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） ただ今のご質問でございますけれども、まず有線ファックス機の撤去の関係でございますが、対象総数としましては2,631件ございました。このうち本年の3月中に無償譲渡の希望が出ておりましたものが、470件ということで、それを除きました2,161件がファックス機の撤去の対象となっております。この宅内のファックス機及びスピーカーの撤去の工事につきましては、既に4月に丹波情報センターのほうに依頼をしまして、そこから町内の業者さんを含めまして、各該当区で取り外しの工事を行っているところでございます。

現在までの進捗率としまして、既に7月末で1,541件の撤去が終了しております。進捗率で申しますと、71.3%という状況になっております。以上です。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 質問と答弁の中で、従前の情報システムの職員さんは常駐ということや、センターにはケーブルテレビの機器が入っているということであり、維持管理をさせていただくということでもあります。職員さんが引き続いて仕事に就かれるということは重要なことだと思っておりますが、どういう身分で働いておられるのか、町の職員になっておられるのかその点に関連してお聞きしておきたいと思えます。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） 丹波情報センターの職員さんにつきましては、従来からの株式会社丹波情報センターでの職員ということで、業務等につきましては、町のほうから業務

委託という形で施設全般の管理をお世話になっているところでございます。

○議長（西山和樹君） 東君。

○8番（東まさ子君） 個人の家で端末機が故障したり等いろいろあると思うんですけども、そういうことになるとケーブルテレビの仕事については一般の民間の業者は入り込む余地は全くなく、全て常駐されている職員さんの対応での仕事になっていくのか。今までにもいろんな工事があったと思うんですが、それが全て旧丹波の情報システムの職員さんの仕事となっていて、他の民間のところへは全然いかないというような声も聞いたことがあるんですが、それでいいのかということをお聞きしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） 機器等の故障時におきましては、株式会社丹波情報センターの方に管理をお願いしている状況にあるということをお知らせしましたけれども、現在町内で光ケーブルを取り扱う業者というのがないという状況にもありまして、そこで株式会社丹波情報センターがその光ケーブルの関係も取り扱いができるというようなことから、委託をしている状況でございます。

○議長（西山和樹君） 横山君。

○1番（横山 勲君） 何点かについてお尋ねしたいと思いますが、今の質問に関連するわけでございますが、丹波情報センターの施設をサブセンターとして使用するということの説明を受けてきたわけですが、あるいは、和知の関係についても、同じようなことで説明を受けてきたわけですが、サブセンターの機能とはどういうことなのかということをお尋ねしたい。それから、関連してのことですが、以前私がお尋ねをしました折に、丹波情報センターについては、京丹波町の情報センターが機能を構築する中で今後の株式会社丹波情報センターの対応を検討していくと、そして中で働いておられます職員の方等については、再雇用も含めて検討する。当然のことながら、丹波情報センターについては、町と農協と森林組合が総合出資された会社でございますから、最終的には総会の手続きを待たなければならないとこのように思うわけでございますが、町として将来にわたって株式会社丹波情報センターをどのような位置づけにするのか、そうした考え方がありましたらお聞きをしておきたいと思っております。

それから、2点目でございますが、今もファックスの話があったわけですが、これは一般質問のときにもお尋ねしました折に、インターネットの関係の屋内配線について、インターネットの配線については個人資産であるので撤去についてはできませんとこういうご答弁をいただきました。当然のことであると思うわけですが、これらのインターネットを引

かれておりました方の多くが、これは丹波情報センターが施行したことでございますから、そのままにされておるようでございます。当然業者に有償でとなるとと思いますが、そうしたことについてはここで株式会社丹波情報センターが残るのであれば、一定有償でとなるとと思いますが、やはり撤去ということについても精力的にお取り組みをいただく必要があるのではないかと思いますので、考え方をお尋ねいたします。

それから、もう1点、撤去される部分の中に鋼管柱等があるわけでございますが、この鋼管柱について、できれば譲渡をしていただきたいという話をお聞きをしているわけですが、そうした譲渡等についてのお考え方について、合計3点お尋ねします。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） 最初にサブセンターの機能についてのご質問でございましたが、サブセンターにつきましては、議員がおっしゃいましたように丹波の現情報センターのところに一つと、それから和知の支所に一つサブセンターを設けております。

これにつきましては、エリアが町全域でかなり広いということもありまして、一定中継局というような位置づけの中で、一旦そちらに集約したものを更に各地域に分散をしていくというような配置のためにサブセンターを設けているものでございます。

それから、今後でございますが、丹波サブセンターにおきましても今のところは職員さんが常駐をいただいて、施設管理をお世話になっているところですが、今後におきましては、こちらの方で、例えば放送の設備機器等の整備ができましたら、こちらの方からの、放送でありますとか、そういったものも現在のところ考えておきまして、ここをまた次の拠点というような形で今後も活用をしていきたいというふうに考えております。

それから、現株式会社丹波情報センターの職員さんの身分等の関係でございますけれども、現在のところ現職員さんについてはそのままの身分を有していただいて、引き続いて株式会社丹波情報センターの職員さんとしてお世話になるということで、現在のところ進めております。京丹波町情報センター内の部分の業務につきましても、お手伝いをいただいているという状況でもございますけれども、今後その職員さんの処遇も含めまして、引き続き検討はしていきたいと考えているところでございます。

それから、3点目の丹波有線のファックス機の撤去に伴いまして、宅内に残っておりますインターネット等の配線でございますけれども、原則撤去させていただきますのは、ファックス機までの線につきまして、ファックス機を含めて撤去をさせていただくということで、現在も業務を進めているところでございます。3月にも申し上げたかと思いますが、それ以外の部分の個人で拡張されました部分とか、新設されました部分につきましては、公

費での撤去はしないというようなことをご報告をさせていただいております。今横山議員さんのほうから有償でもというようなことも出ておりますので、一定宅内の機器の回収が終了した段階で改めて検証し、必要な場合にはそういうことも考えてまいりたいと思っております。

それから、4点目に鋼管柱の譲渡の関係でございますが、説明の中でも申し上げておりましたように、鋼管柱につきましては、有価物ということで売却が可能ということにもなっております。しかしながら、地元等からのご要望、譲渡希望等があった場合につきましては、原則お譲りをするというようなことで考えておりますが、基本的には行政区で活用される場合、あるいは団体等で活用される場合に限定をしていきたいと考えておまして、個人さんからの希望等につきましては、お応えができないものと考えております。以上です。

○議長（西山和樹君） 横山君。

○1番（横山 勲君） ただ今ご答弁いただいたわけでございますが、どうも私は京丹波町の情報センターの機能と和知と丹波におけますサブセンターの機能がはっきりしないというように思うんです。やはりこれはあくまでもサブセンターでございますから、京丹波町情報センターのひとつの機構の中にきちっと位置づけをされておるだろうと思っておりますので、そのことをどういう位置づけなのか、さらにお尋ねしますとあわせて、何回も申しあげておりますように、株式会社丹波情報センターの今後検討していというお話はありましたが、何かはっきりしないと、こんなふうに思います。と言うのは先ほど申し上げましたように、これは会社でございますから総会を開いて決定をしないとないと思っておりますが、もっとも多い出資者でございますし、情報センターを作ったのは町でございますから、町のご思想の下に決定がされていくだろうと思うわけですが、その辺の関係がどうもはっきりしないので、もう少し確かな答弁を求めます。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） サブセンターの位置づけでありますけれども、先ほども説明させていただきましたように、あくまでも拠点となりますのは京丹波町情報センターの建屋が中心となります。そこから丹波地区なり和知地区のほうにエリアが広がっているわけですので、そちらのほうに当然幹線を引き入れますと、かなり大きなものになってまいります。それを一旦サブセンターのところで分散をさせるということで、そこが第2の拠点といえますか、そういうような位置づけのもとに工事の方も施工がされたところがございます。

それから、株式会社丹波情報センターの職員さんの今後等々でございますけれども、議員おっしゃいましたように、株式会社でもございまして、ひとつは臨時の株主総会の中で今年

度からの株式会社丹波情報センターの業務としてケーブルテレビ電話の取り扱いという部分も定款の中にも盛り込んでいただいたところでして、従前のような形でまずは継続して事業の管理等をお世話になるという形で進められております。

繰り返しになりますけれども、今後におきましては、状況等を十分検討した上で改めて考えてまいりたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 横山君。

○1番（横山 勲君） そうしますと、町の考え方として株式会社丹波情報センターは今後も残すと理解してよろしい訳ですね。ということで、建物等については町の施設でございますが、そうなりますと当然、丹波情報センターそのものは居場所がないわけでございますし、当然家賃等を支払ってそこにおいていただくということになるのかもわかりませんが、その辺含めてもう一度お尋ねをしておきたいと思えます。

あわせて、それぞれの地域に丹波は丹波、和知も一緒でございましたが、今年か昨年か忘れましたが、約5,000万円のお金をかけて気象観測ロボットを作ったわけでございますが、気象観測ロボット等については、それぞれの地域をくまなく気象の観測をしながらいろんな面に活かしていくということで、設置をされたと思うんですが、これらの管理云々ということについてもお尋ねをいたします。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） 株式会社丹波情報センターが入っております建屋につきましては、これまでと同様に土地の方はJAさんがお持ちですので、賃料を支払いながら、お借りをし、その上に建物をそのまま継続運営をしていくということになります。

それから、気象観測ロボットでございますけれども、今のところ稼動しておりますのは、瑞穂地区の1件ということで、23年度の工事の予算の中で丹波地区の気象ロボットの改修並びに和知地区に新しく気象ロボットの設置を計画しているところでございます。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可いたします。

次に、原案に賛成者の方の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） これをもって討論を終結します。

これより議案第57号を採決いたします。

議案第57号 平成23年度 京丹波町旧情報システム撤去工事請負契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

( 全員 挙手 )

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって議案第57号は原案のとおり可決されました。

《日程第5 議案第58号 平成23年度 小型動力ポンプ付積載車購入契約について》

○議長（西山和樹君） 次に議案第58号 平成23年度 小型動力ポンプ付積載車購入契約についての質疑を行います。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 担当課にお尋ねしておきたいと思うんですけども、今回導入します小型動力ポンプの積載車の、特に救助資機材の搭載型ということで、資料を見せていただいている訳ですが、普通のポンプの積載車と比べまして消費税入れますと280万円余りの差があるんですけども、今回資料もつけていただいているんですけども、この資料から見ると、6つの機器・器具が配置をされるということなんです、単純に計算すると一つのもので33万円余りするんですけども、一般的にチェーンソーでしたらそんなにはしないわけなんです、それぞれ単価ごとにいいますと、どれが特殊ということで高いということなのか、その点お尋ねしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 救助資機材の中で一番高額になっておりますのは、手動油圧式救助器具でございます。これが90万円でございます。次にAEDが49万2,000円ということでございまして、あとストライカーというのが19万7,000円。そういったものが主に高額なものということでございます。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） 90万円する油圧カッターやと思うんですけども、特殊なものだと思うんですけども、取り扱い等について専門性というのは必要ないのかどうかと、その点伺っておきたいと思うのと、先ほどの提案説明の中で、昨年消防庁からいただいて、丹波支団に配置ということなんですけども、具体的にこういう資材を使うというのは特別な場合だと思うんですけども、あってはならないことなんですけども、そういうことが想定をされておることだと思うんですけども、具体的に消防の場合につきましては、中部広域消防組合というのがありまして、設立された時にも消防団との役割分担など専門性が求められるものは広域

消防が担うというように聞いたと思うんですけども、そういうところが専門性を担うべきではないかと。当然そうだと思うんですけど、今回の場合に、そういう積載車で今回搭載されるものは専門性ということではないのか、一般的に扱えるということなのか。当然専門的なものですので、講習も必要であろうと思いますし、特に自動車等で挟まれたりした時にこういうカッターでよく見るわけですけども、人が挟まれておるということになると、相当慎重な扱いがされると。そうすると専門家ということになろうと思うんです。実際に消防団の団員がこういうことを使う場合にはなかなか難しい面もあると思うんですけども、その辺は今回丹波に次いで瑞穂、そして和知にもということであったんですけども、こういうものを導入すると、確かに大規模災害に備えるということは当然必要ですし、こういう機器がついたものがないよりはあったほうが良いということはよくわかるんですけども、具外的に活用する場合、消防団の団員が扱うわけですけども、実際にはそのへんのことを考えてみますと、どうなのかなという面もあるんですけども、その点について伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 確かに油圧カッター等につきましては、専門性が要求されるというところがございます。これにつきましては、現在この丹波支団におきましても消防署等からの訓練ということで2回の取り扱い訓練も行っていただいております。大規模災害を想定しておるといってございますが、それこそあってはならないものではございますけれども、大規模な災害等の場合におきましては、常備消防につきましても能力的には台数等も限られておりますので、そういった場合の後方支援という形で消防団におきましても、一定の役割を果たしていただきたいと考えておるところでございます。

役割分担につきましては、あくまでも常備消防の指示のもとに行うということで、単独での対応ということは現在は考えていないという状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 山田君。

○15番（山田 均君） もう1点伺っておきたいと思うんですけども、今回一般の積載車と救助資機材搭載の金額の差を見ますと、280万円あまりの差があるんですけども、もちろん積載車の更新を順次年次的にやっておるわけでございますけれども、それと同時に団員の待遇改善とか、たとえば分団の運営とかそういうことも非常に大変だということも聞くわけでございますけれども、そういうところにももっと力を入れるべき部分もあるのではないかと。もちろんこういう資材の装備を充実するというのは当然ですけども、優先順位ということを考えればどうなのかというように思うんですけども、その辺について、団員の待遇改善、ま

た支団・分団の運営に対する助成とかそういうものについてはどのように考えておられるのかあわせて伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 救助資機材型搭載の積載車につきましては、金額は確かにたこうございますけれども、当初におきましては、消防ポンプ自動車を予定しておったということでございます。消防ポンプ自動車はこれよりもはるかに高いわけでございますが、今回瑞穂支団につきましては、消防ポンプ自動車はすでに1台入っておりますので、それとあわせて今回救助資機材型を配備しようということにしたわけでございます。

あと、待遇改善等の問題につきましては、非常時消防としての待遇改善ということで、当然別途検討はしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（西山和樹君） 岩田君。

○2番（岩田恵一君） これについての処分についてお伺いをしたいと思います。22年から24年経っておるということで、価値はないと思うんですけども、下取りがあるのか、またこれは無償で引き取ってもらうのかということですが、どうですか。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） これにつきましては、無償で引き取っていただくということでございます。

○議長（西山和樹君） 岩田君。

○2番（岩田恵一君） 無償ということでございます。最近インターネットでの取引が結構盛んになっておりまして、一度見たことがあるんですけども、伊根町で消防自動車をネットでだしておったことがあるんですけども、また他にも公用車とかもネットに載っていたりするんですけども、そういう考えはなかったのか。22年、24年経っていてもキロ的には十分使えるものだというふうに思うんですけども、これは個人的にはマニア以外は買わないと思うんですけども、ある企業が工場用にとかいろんなケースで取り引きがあるということも聞いておるんですけども、ネットでの扱いというのはお考えはなかったのかお聞きしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 確かに伊根町ではそうしたネットでのオークションに出しておるというのは私も知っておりますけれども、この消防車両につきましては、消防庁の以前の通知によりますと、悪用される恐れがあるということから完全廃棄が原則になっておると聞いておるところでございます。本町の使用車におきましては、完全に廃棄するというので、名称等も確実に消去して解体を目的とした永久抹消登録を行うということにさせていただ

